

○平成29年度コンプライアンス推進計画（案）

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、コンプライアンスの推進を図るため、「独立行政法人農畜産業振興機構のコンプライアンスの推進に関する基本方針」（平成20年6月3日付け20農畜機第1047号。以下「基本方針」という。）等に基づき、機構の役職員の職務に関する倫理の保持、個人情報保護、ハラスメント防止等に係る以下の取組を行うものとする。

1 部室等におけるコンプライアンス推進に向けた取組

コンプライアンスの推進に当たっては、部、室及び事務所（以下「部室等」という。）における日常の取組及び役職員一人一人の意識向上による責任ある言動が基本となる。

このため、部室等を担当する理事及び管理職員は、部内会議などを活用したコンプライアンスの啓発、コンプライアンスの推進に関する意見交換等のほか、業務内容の特性を踏まえた各般の取組を行う。

2 コンプライアンスの推進体制

(1) コンプライアンス委員会における審議

コンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進に関する基本的事項及び重要事項について審議する。

(2) 管理責任者等によるコンプライアンスの推進

管理責任者（基本方針の4の(3)の管理責任者をいう。以下同じ。）は、前年度の取組実績、4の(2)のコンプライアンスに関する認識度調査の結果等を踏まえ、部室等におけるコンプライアンスの推進のために必要な措置を講じる。

また、管理責任者及び管理責任補助者（基本方針の4の(4)の管理責任補助者をいう。）等で構成するコンプライアンス推進会議をコンプライアンス委員会の開催前に1回以上行い、部室等におけるコンプライアンス推進計画（以下「推進計画」という。）の実施状況の確認、具体的な推進方策についての検討等を行う。

(3) コンプライアンス推進相談等窓口における対応

業務監査室に設置されたコンプライアンス推進相談等窓口において、コンプライアンスに関する相談・通報に適切に対応する。

なお、当窓口における事務の取扱いについては、独立行政法人農畜産業振興機構公益通報者保護に関する取扱規程（平成18年3月31日付け17農畜機第4968号）を準用する。

3 コンプライアンスの推進に関する研修等

コンプライアンスに関する理解と認識を深めるため、役職員に対するeラーニング形式による研修、新規採用職員等に対する研修、新任管理職員に対する研修及び外部講師による研修を実施する。

4 コンプライアンスの推進へ向けた取組

(1) 内部監査時におけるコンプライアンスの推進の取組

内部監査時において、コンプライアンスの推進の観点から、教育資材視聴会、アンケート調査等を実施し、結果を踏まえて必要な措置を講じる。

(2) コンプライアンスに関する認識度調査の実施

より効果的なコンプライアンスの推進を図るため、職員のコンプライアンスに関する認識度を把握するためのアンケート調査を実施し、結果を踏まえて必要な措置を講じる。

(3) コンプライアンスの推進状況の点検

管理責任者は、自らが担当する部室等のコンプライアンスの推進状況を、適宜、点検するものとし、コンプライアンス委員会事務局は、当該点検の結果を取りまとめて同委員会に報告する。また、管理責任者は、点検結果を踏まえて必要な措置を講じる。

(4) 「コンプライアンス推進の日」の設置

コンプライアンスに関する役職員の認識を深めるとともに意識の向上を図るため、各四半期における初月の第3木曜日に「コンプライアンス推進の日」を設置し、コンプライアンスに関する各種取組を行う。

(5) コンプライアンスチェックの実施

「コンプライアンス推進の日」における各種取組の一つとして、チェックシートによるコンプライアンスチェックを実施する。

その方式については、4回のうち2回をコンプライアンス委員会の事務局採点方式、2回を自己採点方式とする。

(6) コンプライアンスに関する情報の提供

コンプライアンスに対する理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例集や有益な情報、規程等をイントラネットに掲載し、必要に応じて拡充・更新する。

(7) コンプライアンス教育資材の活用

コンプライアンスに関する意識及び知識の向上等を図るため、普及・啓発用の教育資材を活用する。

5 コンプライアンスに関する情報の積極的な公開

機構のコンプライアンスに関する情報公開を積極的に進めるため、基本方針及び推進計画、コンプライアンス委員会の審議内容等（同委員会において公表が適当でないものとされたものを除く。）について、ホームページで随時公表する。